

平成19年12月19日

三次市長 吉岡 広小路 様

三次市公共事業評価監視委員会

委員長 若 井 具 宜



三次市公共事業の評価について（答申）

平成19年12月12日付け三次総企発第76号で諮問のあった三次市公共事業の評価について、次のとおり答申します。

1 君田地区簡易水道整備事業

総合的に判断した結果、対応方針（別紙1）に基づき、事業継続が妥当であると認めます。

2 作木地区統合簡易水道整備事業

総合的に判断した結果、対応方針（別紙2）に基づき、事業実施は妥当であると認めます。

3 吉舎地区統合簡易水道整備事業辻・徳市地区

総合的に判断した結果、対応方針（別紙3）に基づき、事業実施は妥当であると認めます。

4 みよし運動公園整備事業

総合的に判断した結果、対応方針（別紙4）に基づき、事業継続が妥当であると認めます。

1 対応方針

- (1) 事業採択後5年を経過した時点で継続中の事業に関する再評価について
君田地区簡易水道整備事業

「水道事業の費用効果分析マニュアル平成19年」厚生労働省健康局水道課に基に「残事業における投資効率性」と「事業全体の投資効率性」の両者による評価を実施する。

- (2) 費用対効果分析結果について

分析による費用便益比(B/C)の残事業の投資効率性は、1.79、事業全体の投資効率性が2.96であることから、君田簡易水道事業の残事業は継続事業とする。

2 対応方針の理由

- (1) 君田地区簡易水道整備事業を継続する理由について

平成18年10月に君田簡易水道事業中野原浄水場を稼働させ簡易水道の一部供用を開始した。

平成19年11月で、全体事業費計画のうち6.8%の整備を行っており、事業完了に向けて事業を進めることにより、当該事業の目的を達成することができる。

- (2) 現在の必要性について

君田町の水道施設は藤兼地区の一部、茂田地区を給水区域とする水道事業が存在するのみであったため、君田簡易水道の一部供用開始を行うまでの君田町全体での水道普及率は10%と非常に低い値となっていた。

水道未普及地域では、これまで各家庭で湧き水、渓流水及び井戸水に依存しており、地域によっては渇水期における水不足が深刻化している。

この事業を創設することにより、良質な水質、水量の供給を図り地区住民の健康と生活文化の向上を図るものである。

1 対応方針

(1) 新たな事業に関する評価手法（選定総合評価）について

作木地区統合簡易水道整備事業

平成20年度から新規事業に着手するため事業評価を行うこととする。

「水道事業の費用対効果分析マニュアル 平成19年7月（厚生労働省健康局水道課）」に基づき「事業を実施する場合」と「事業を実施しない場合」を比較して、「事業全体の投資効率性」の評価を実施する。

(2) 費用対効果分析結果について

分析による費用便益比(B/C)の事業全体の投資効率性が1.94であることから、作木町簡易水道事業の実施は妥当であると判断する。

2 対応方針の理由

(1) 作木地区統合簡易水道整備事業の必要性について

作木町には現在、大津地区及び港地区に簡易水道、上作木地区に飲料水供給施設を整備しているが、近年港簡易水道において、水源の水量が減じてきており、将来に向けての安定給水が困難な状況となってきた。また、隣接して未普及地域も存在している。

このため、すべての施設を統合し、遠方監視設備及び基幹的施設整備を行うことにより、安全で安定した生活用水の供給を行う。

(2) 現在の必要性について

今回計画の作木地区は、緑の山々と江の川に挟まれた谷合に民家が点在しており、水道未普及地域においては、飲料水や生活用水として井戸水・山水・ボーリング水に依存している。また近年、港簡易水道の水源水量が減じてきており、将来に向けての必要水量の確保が困難となっている。また未普及地域においても、地域によっては水質的に鉄・マンガン・フッ素の含有量が多く、飲料水に適さない箇所も見受けられる状況である。

このため、大津簡易水道・港簡易水道・上作木地区飲料水供給施設を統合し、遠方監視設備及び基幹的施設整備を行い、安全で安定した生活用水の供給を行うものである。

1 対応方針

(1) 新たな事業に関する評価手法（選定総合評価）について

吉舎地区統合簡易水道整備事業辻・徳市地区

平成20年度から新規事業に着手するため事業評価を行うこととする。

「水道事業の費用対効果分析マニュアル 平成19年7月（厚生労働省健康局水道課）」に基づき「事業を実施する場合」と「事業を実施しない場合」を比較して、「事業全体の投資効率性」の評価を実施する。

(2) 費用対効果分析結果について

分析による費用便益費(B/C)の事業全体の投資効率性が1.96であることから、吉舎町簡易水道事業辻・徳市地区の実施は妥当であると判断する。

2 対応方針の理由

(1) 吉舎地区統合簡易水道整備事業辻・徳市地区の必要性について

吉舎町の水道普及率は、6割(59.9%)近くまで達したものの、未普及地域においては、依然として飲料水を井戸水、山水等に依存している状況にある。

このため、吉舎地区簡易水道、安田簡易水道を統合し、遠方監視設備を整備する。併せて、未普及地域である辻・徳市地区の基幹的施設整備を行うことにより、安全で安定した生活用水の供給を行う。

(2) 現在の必要性について

今回計画している吉舎地区は、緑の山々と田畑に囲まれた田園風景のなかに民家が点在する地域である。また、水道未普及地域である辻・徳市地区においては、飲料水や生活用水を井戸水、山水、ボーリング水に依存している。

未普及地域においては、地域によって井戸の枯渇兆候がみられ、また全域的に鉄、マンガンの含有量が多く、辻地区の一部においては土壌からヒ素が検出されており、飲料水に適さない箇所も見受けられる状況である。

このため、吉舎地区簡易水道、安田簡易水道を統合し、遠方監視設備の整備を行い、未普及地域の基幹的施設を整備することにより、安全で安定した生活用水の供給を行うものである。

1 対応方針

- (1) 前回の再事業評価後5年（平成15年1月）を経過した時点で継続中の事業に関する再評価について

みよし運動公園整備事業（都市公園 みよし運動公園）

「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル 改訂第2版 H19年6月」に基づき評価する。

- (2) 費用対効果分析結果について

分析による費用便益費（B/C）は、1.62であり、事業目的を達成するために継続事業とする。

2 対応方針の理由

- (1) みよし運動公園整備事業（都市公園 みよし運動公園）を継続する理由について

みよし運動公園は、備北地域におけるスポーツ・レクリエーションの拠点施設として、スポーツを中心に市民が楽しみ、憩える魅力的な場づくりを基本理念とし、昭和63年度から整備を進め、現在では、公園計画面積26.0haのうち18.4haを供用開始している。なお、今年度公園東側区域を0.4ha拡大し、26.4haの運動公園として、都市計画変更を行う予定である。

平成6年にアジア大会、平成8年に国民体育大会のサッカー会場となった陸上競技場の供用をはじめとして、運動広場、テニスコートなど順次整備し供用している。このため、年間利用者数は平成17年度で約5万人（有料施設申請利用者数）、平成18年度テニスコートの供用開始により5割増となっており、県内をはじめ、山陰からの利用も増え、当運動公園が、スポーツ振興において大きな役割を果たしていると言える。今後、野球場や多目的広場の整備が完成すれば、陸上、サッカー、テニス、野球等と各種対応種目がさらに充実し、備北地域の中心公園となるものである。

- (2) 現在の必要性について

平成16年4月1日に8市町村の合併により新生三次市が誕生し、新市におけるスポーツ・レクリエーションの拠点施設としてみよし運動公園を位置付け

ている。

三次市総合計画「みよし百年物語」では、50年、100年後のめざすべき理想の姿を見据え、文化・学習分野では、「めざそう！スポーツ王国みよし」と題し、市民の幅広い年齢層でスポーツに親しめ、個々の才能を伸ばし、指導者の育成や環境づくりを進め、スポーツで感動を味わい、夢をもって育つよう、トップアスリートが育つ環境づくりに取り組むことを基本戦略に掲げ、そのための主要施策として、各種スポーツ大会の開催による参加機会の拡大やプロスポーツ試合の誘致などスポーツに対する環境づくりとして、みよし運動公園のスポーツ施設の整備と機能の充実を進めている。

三次市は、中国地方の中心部に位置し、交通の要衝にある地理的優位性を最大限に生かし、中国地方の中心拠点都市機能を担うため、将来の10万人都市建設を目標としているが、みよし運動公園は、スポーツ・文化の振興の分野から、都市の魅力づくりを担っている。